

平成23年第8回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成23年11月25日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成23年11月25日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（なし）

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長   | 中 島 充 人 君 |
| 総 務 部 長 | 陰 山 讓 治 君 |
| 総 務 課 長 | 新 木 之 博 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主 任 | 尾 崎 賢 介 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

日程第1 「会議録署名議員の指名」

日程第2 「会期の決定」

日程第3 議案第49号 「職員の給与に関する条例等の一部改正について」

日程第4 発議第6号 「(仮称)町民交流センター整備事業検討特別委員会設置に関する決議」

日程第5 「閉会中の継続調査の申し出について」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 皆様、御起立願います。

(全 員 起 立)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御着席願います。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。2、3日冷え込みが続きましていろいろと体調のことを心配されていると思いますけれども、かぜをひかないように頑張ってくださいと、このように思います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成23年第8回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

おはかりいたします。

本日の議事説明のため、この際説明員の出席を求めたいと思いますが、これに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時03分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成23年第8回坂町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。このたびの臨時会では、一件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。

案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には会議規則第116条の規定により、議長において3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員、5番中下 伸議員を指名いたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第49号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第49号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成23年9月30日付の人事院勧告に準拠するため条例の一部を改正するものでございます。人事院勧告の内容でございますが、本年も厳しい雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、公務と民間の給与比較において月例給について公務が民間を上回っていることから中高年層が受ける給料月額に限定し全体で平均0.23%の引き下げを行うものでございます。

国におきましては東日本大震災の復興財源を捻出するため国家公務員の人件費を平均7.8%削減する給与臨時特例法案を国会に提出しておりますが、本町におきましては、人事院勧告に準拠して改訂することが適切であると判断をいたしました。今回の条例改正の内容は、3項目となりますので項目ごとに御説明を申し上げます。

1項目目といたしましては、給料表等の改訂でございます。国家公務員と同様に中高年齢層が受ける給与月額に限定し、全体で平均0.23%引き下げるため別表第1行政職給料表のとおり改定をいたすものでございます。また、このことを踏まえ平成18年4月に実施をした給与構造改革の給料水準引き下げに伴う経過措置額の算定基準となる額、いわゆる減給補償額につきましても、引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に所要の改定を行うものでございます。

2項目目といたしましては、月例給等の調整措置でございます。給料表等の改定は本年12月1日から適用されることを踏まえ、4月から11月までの期間に係る公務と民間の格差相当分を年間給与で解消し、均衡を図る観点から調整を行うものでございます。

具体的な調整方法といたしましては、本年4月の給与月額に100分の0.37を乗じて得た額に4月から11月までの8カ月を乗じて得た額と本年6月期に支給された期末勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額を本年12月期に支給する期末手当額から減額をするもので、この改正条文が附則第2項でございます。

3項目目といたしましては、平成18年度から実施された給与構造改革において昇級の抑制を行ってまいりましたが、42歳未満の職員に対して抑制をしてきた昇級を1号給、36歳未満の職員に対して2号給をそれぞれ回復させるもので、この改正条文が附則第3項及び第4項でございます。

以上の給与改定に伴い一般職の年間平均給与は1万2千円、0.21%の引き下げとなります。また給与改定に伴う減額分につきましては、12月補正予算において計上させていただく予定といたしております。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番姫宮五鈴議員。

○7番（姫宮五鈴議員） この改正によって坂町役場ではどれくらいの金額が浮くんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えをいたします。このたびの給与改定に伴いまして本年度129万円の減額を予定いたしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。討論を行います。

討論はありませんか。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 発議第6号「（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） それでは、発議第6号「（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会設置に関する決議」について提案理由を説明させていただきます。この議案に関しましては、議長を除く議員全員による提出となっております。それでは提案理由を申します。

昭和36年に旧坂中学校の屋内運動場として建設され、現在町民体育館として使用されていますが、施設の老朽化もあり町民体育館にかわる新たな施設として、また住民の避難施設としての機能を持つ（仮称）町民交流センターへの建てかえが検討されています。坂町議会は新たに建設される（仮称）町民交流センターがよりよい施設となるための調査研究を行うために（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会を設置します。以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

本案は議員全員の署名です。

おはかりいたします。

発議第6号「（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会設置に関する決議」については、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって発議第6号「（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会設置に関する決議」については原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の委員の定数は12人となっており、これは議員全員であります。委員会条例第6条第1項において議長より議員12人全員を委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議員全員を（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午前10時21分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 互選の結果が議長に通知されましたので報告いたします。

委員長に出下議員、副委員長に中議員がそれぞれ選任されております。兩名におきましては、よろしく願いをいたします。

先ほど（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会から閉会中の継続審査の申し出がありました。よって日程第5、閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

委員長からの申し出のとおり（仮称）町民交流センター整備事業が終了するまで閉会中の継続調査として調査研究を行うことを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第5、閉会中の継続調査の申し出については承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成23年第8回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会にお願いいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。これから寒さにむかってまいります。皆様方には御自愛をくださいませ。これからはもう一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これで、平成23年第8回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

(閉会 午前10時24分)